

# 富城入道殿御返事

弘安四年一〇月二日 六〇歳

今月十四日の御札同じき十七日到来、又去ぬる後の七月十五日の御消息同じき二十比到来せり。其の外度々の貴札を賜ふと雖も、老病たるの上又不食気に候間、未だ返報を奉らず候条、其の恐れ少なからず候。何よりも去ぬる後七月の御状の内に云はく、鎮西には大風吹き候ひて浦々島々に破損の船充滿の間、乃至京都には思円上人。又云はく、理豈然らんや等云云。此の事別して此の一門の大事なり。総じて日本国の凶事なり。仍って病を忍んで一端是を申し候はん。是偏に日蓮を失はんとして無かろう事を造り出ださん事兼ねて知れり。其の故は、日本国の真言宗等の七宗八宗の人々の大科今に始めざる事なり。然りと雖も且く一を挙げて万を知らしめ奉らん。

去ぬる承久年中に隱岐の法皇、義時を失はしめんが為の調伏を山の座主・東寺・御室・七寺・園城に仰せ付けらる。仍って同じき三年の五月十五日、鎌倉殿の御代官・伊賀太郎判官光末を六波羅に於て失はしめ畢んぬ。然る間、同じき十九日廿日鎌倉中に騒ぎで、同じき廿一日山道・海道・北陸道の三道より十九万騎の兵者を指し登す。同じき六月十三日、其の夜の戌亥の時より青天俄かに陰りて震動雷電して、武士共首の上に鳴り懸かり鳴り懸かりし上、車軸の如き雨は篠を立つるが如し。爰に十九万騎の兵者等、遠き道は登りたり、兵乱に米は尽きぬ、馬は疲れたり、在家の人は皆隠れ失せぬ、宵は雨に打たれて綿の如し。武士共宇治勢田に打ち寄せて見れば、常には三丁四丁の河なれども既に六丁七丁十丁に及ぶ。然る間、一丈二丈の大石は枯葉の如く浮かび、五丈六丈の大木流れ塞がること間無し。昔利綱・高綱等が度せし時には似るべくも無し。武士之を見て皆臆してこそ見えたりしが、然りと雖も今日を過ぎさば皆心を翻して墮ちぬべし。去る故に馬筏を作りて之を度す処に、或は百騎或は千万騎、此くの如く皆我も我もと度ると雖も、或は一丁或は二丁三丁渡る様なりと雖も、彼の岸に付く者は一人も無し。然る間、緋綴赤綴等の冑、其の外弓箭・兵杖・白星の甲等の河中に流れ浮かぶ事は、猶長月神無月の紅葉の吉野・立田の河に浮かぶが如くなり。爰に叡山・東寺・七寺・園城等の高僧等之を聞くことを得て、真言の秘法大法の験とこそ悦び給ひける。内裏の紫宸殿には山の座主・東寺・御室、五壇十五壇の法を弥盛んに行なはれければ法皇の御叡感極まり無く、玉の巖りを地に付け大法師等の御足を御手にて摩で給ひしかば、大臣公卿等は庭の上へ走り落ち五体を地に付けて高僧等を敬ひ奉る。又

宇治勢田にむかへたる公卿・殿上人は甲を震ひ挙げて大音声を放って云はく、義時  
所従の毛人等慥かに承れ。昔より今に至るまで王法に敵を作し奉る者は何者か安穩なる  
や。狗犬が師子を吼えて其の腹破れざる事無く、修羅が日月を射るに其の箭還りて其  
の眼に中らざる事無し。遠き例は且く之を置く。近くは我が朝に代始まって人王八十  
余代の間、大山の皇子・大石の小丸を始めとして廿余人に、王法に敵を為し奉れども一  
人として素懐を遂げたる者なし。皆頸を獄門に懸けられ、骸を山野に曝す。関東の武  
士等、或は源平或は高家等、先祖相伝の君を捨て奉り、伊豆の国の民たる義時が下知に  
随ふ故にかゝる災難は出で来たるなり。王法に背き奉り民の下知に随ふ者は、師子王が  
野狐に乗せられて東西南北に馳走するが如し。今生の恥之を何如。急ぎ急ぎ甲を脱ぎ  
弓弦をはづして、参れ参れと招きける程に、何に有りけん、申酉の時にも成りしかば、  
関東の武士等河を馳せ度り、勝ちかゝりて責めし間、京方の武者共一人も無く山林に逃  
げ隠るゝの間、四つの王をば四つの島へ放ちまいらせ、又高僧・御師・御房達は或は住  
房を追はれ或は恥辱に値ひ給ひて、今に六十年の間いまだそのはぢをすゝがずとこそ見  
え候に、今亦彼の僧侶の御弟子達御祈禱承られて候げに候あひだ、いつもの事なれば、  
秋風に纔かの水に敵船賊船などの破損仕りて候を、大將軍生け取りたりなど申し、  
祈り成就の由を申し候げに候なり。又蒙古の大王の頸の参りて候かと問ひ給ふべし。其  
の外はいかに申し候とも御返事あるべからず。御存知のためにあらあら申し候なり。乃  
至此の一門の人々にも相触れ給ふべし。

又必ずしいちの四郎が事は承り候ひ畢んぬ。予既に六十に及び候へば、天台大師の御  
恩報じ奉らんと仕り候あひだ、みぐるしげに候房をひきつくり候ときに、さくれうにお  
ろして候なり。錢四貫をもちて、一閻浮提第一の法華堂造りたりと、靈山浄土に御参り  
候はん時は申しあげさせ給ふべし。恐々謹言。

十月廿二日

日 蓮 花 押

進上 富城入道殿御返事